



三重県公報

平成30年11月27日（火）

第 3061 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
736	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
737	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
738	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
739	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	2
740	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
741	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
742	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
743	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
744	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
745	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	4
746	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 課)	5
公 告			
	平成30年第2回三重県財政状況の公表	(財 政 課)	6
	国土調査に係る成果の認証	(水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	9

告 示

三重県告示第 736 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人いくわ眼科	四日市市生桑町 196 番地の 1	平成 30 年 9 月 1 日
まつおか内科 循環器内科	松阪市川井町 969-3	平成 30 年 11 月 1 日
かんべ駅前薬局	鈴鹿市神戸一丁目 11-36	平成 30 年 10 月 1 日
アクア薬局藤ヶ丘店	津市久居藤ヶ丘町 2598-9	平成 30 年 10 月 1 日
イオン薬局イオンスタイル津南	津市高茶屋小森町 145 番地	平成 30 年 11 月 1 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	平成 30 年 11 月 1 日
健やか薬局川井町店	松阪市川井町 969-7	平成 30 年 11 月 1 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 737 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1	藤田医科大学七栗記念病院	平成 30 年 10 月 10 日

三重県告示第 738 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いくわ眼科	四日市市生桑町 196-1	平成 30 年 8 月 31 日
桑名南医療センター	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 1	平成 30 年 9 月 30 日
宝積クリニック	松阪市嬉野野田町 143	平成 30 年 10 月 11 日
タナベデンタルクリニック	津市久居本町 1539	平成 30 年 9 月 30 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	平成 30 年 9 月 30 日

三重県告示第 739 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
津整形外科医院	津市観音寺町 445-13	平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 740 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人いくわ眼科	四日市市生桑町 196 番地の 1	平成 30 年 9 月 1 日
まつおか内科 循環器内科	松阪市川井町 969-3	平成 30 年 11 月 1 日
かんべ駅前薬局	鈴鹿市神戸一丁目 11-36	平成 30 年 10 月 1 日
アクア薬局藤ヶ丘店	津市久居藤ヶ丘町 2598-9	平成 30 年 10 月 1 日
イオン薬局イオンスタイル津南	津市高茶屋小森町 145 番地	平成 30 年 11 月 1 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	平成 30 年 11 月 1 日
健やか薬局川井町店	松阪市川井町 969-7	平成 30 年 11 月 1 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 741 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1	藤田医科大学七栗記念病院	平成 30 年 10 月 10 日

三重県告示第 742 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いくわ眼科	四日市市生桑町 196-1	平成 30 年 8 月 31 日
桑名南医療センター	桑名市中央町 1 丁目 32 番地 1	平成 30 年 9 月 30 日
宝積クリニック	松阪市嬉野野田町 143	平成 30 年 10 月 11 日
タナベデンタルクリニック	津市久居本町 1539	平成 30 年 9 月 30 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	平成 30 年 9 月 30 日

三重県告示第 743 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
津整形外科医院	津市観音寺町 445-13	平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 744 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
鳥羽市相差町字大坂 2120 の 300
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 745 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグワールド上野店
伊賀市小田町字瓜谷 727
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎史
株式会社タスカル	鈴鹿市国府町 7756-5	末松 正守
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	治山 正史
株式会社フォルテグループ	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 14 番 4 号	鈴木 実
未定	未定	—

(変更後)

氏名又は名称	住所	氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎史
株式会社タスカル	鈴鹿市国府町 7678-7	末松 正守
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	治山 正史
未定 (D棟)	未定	—
未定 (E棟)	未定	—

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社西松屋チェーン	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社タスカル	午前 8 時 30 分	午後 8 時 00 分
はるやま商事株式会社	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社フォルテグループ	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分
未定	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分
株式会社西松屋チェーン	変更なし	変更なし
株式会社タスカル	変更なし	変更なし
はるやま商事株式会社	変更なし	変更なし
未定 (D棟)	変更なし	変更なし
未定 (E棟)	変更なし	変更なし

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 00 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 2	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 2	

- 3 変更年月日
平成 30 年 11 月 30 日
- 4 変更理由
施設運営計画の変更のため
- 5 届出の日
平成 30 年 11 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 11 月 27 日から平成 31 年 3 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 746 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
川越町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
流域関連川越町公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和 53 年 10 月 5 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和 53 年三重県告示第 499 号、昭和 54 年三重県告示第 527 号、昭和 58 年三重県告示第 123 号、昭和 60 年三重県告示第 128 号、昭和 61 年三重県告示第 531 号、昭和 63 年三重県告示第 395 号、平成 3 年三重県告示第 122 号、平成 7 年三重県告示第 99 号、平成 10 年三重県告示第 285 号、平成 12 年三重県告示第 334 号、平成 18 年三重県告示第 196 号、平成 22 年三重県告示第 190 号及び平成 27 年三重県告示第 194 号の事業地を削除し、川越町大字豊田字宮田、字西屋敷、字南台、字城ノ内、字天神、字八反田、字豊福、字杉ノ木、字北川原、字古屋敷、字子ノ起、字子新起、字古川 1 ノ割、字古川 2 ノ割、字古川 3 ノ割、字古川 4 ノ割、字古川 5 ノ割、字古川 6.7.8 ノ割及び字古川、大字高松字天神、字川原、字萩葉、字乾、字古里、字鶴ノ森、字里中、字代官屋、字中島、字八幡、字川下、字龍宮山、字葭野及び字鯨松、大字豊田一色字屋敷、字南割、字東川原、字藤島、字前浪、字中筋通、字立長、字操出、字国治、字高島、字北浦及び字古新田、大字南福崎字里中、字新起、字川新田、字畑新田、字宮中、字明治割、字西古川、字中古川、字大正割、字五丁縄及び字西国地、大字北福崎字掛割、字宮西、字上立割、字道下及び字宮下、大字当新田字西川原、字居屋敷、字出口、字福崎、字下ノ割、字源治甚六、字葭山、字中通、字立割、字宮前、字川曾及び字北川原、大字亀崎新田字里中、字中新田、字南新田及び字新開、大字亀尾新田字堤下、字伊呂割、字波仁割及び字保辺割、大字亀須新田字宮前、字百坪、字縄生新田及び字居屋敷並びに大字縄生字田場を加える。

公 告

平成 30 年第 2 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
津市
- 2 調査を行った期間
平成 17 年 6 月から平成 20 年 3 月まで
- 3 成果の名称
津市（足坂 2 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市足坂地内、五百野地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称

津市

- 2 調査を行った期間
平成 17 年 6 月から平成 20 年 3 月まで
- 3 成果の名称
津市（三郷（新開）地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市三郷地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
大台町
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 8 月から平成 30 年 3 月まで
- 3 成果の名称
大台町（仁右衛門谷工区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
大台町大杉地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 22 年 7 月から平成 24 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（見入②）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町見入地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 22 年 7 月から平成 24 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（加路戸・新加路戸②③）の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
木曾岬町加路戸・新加路戸地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 23 年 9 月から平成 25 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（見入③）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町見入地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 23 年 7 月から平成 25 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（加路戸・新加路戸③④）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町加路戸地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 11 月 15 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 うつべ農園	四日市市	四日市市采女町石田 1393 ほか 9 筆
中村 哲	四日市市	四日市市楠町北五味塚蛇池 1555-1 ほか 1 筆
多氣 丈史	津市	津市木造町西松山 702-1 ほか 28 筆
田中 昇	津市	津市木造町坂口 791 ほか 4 筆
北川 陽司	松阪市	津市木造町中ノ坪 393 ほか 22 筆

西谷 友樹	松阪市	松阪市飯高町森字柏の田 3022-1 ほか 5 筆
株式会社 十八共生会	松阪市	松阪市中ノ庄町字南浦 234 ほか 4 筆
酒井 重喜	多気郡明和町	多気郡明和町大字養村才中 1330
株式会社 伊賀の里モクモク手づくりファーム	伊賀市	伊賀市西湯舟字大門 3613
保田 一夫	伊賀市	伊賀市中友生字大沢 2138
林 克至	伊賀市	伊賀市中友生字北之平 2125
市井 清己	伊賀市	伊賀市中友生字後殿 2280
松本 次夫	伊賀市	伊賀市中友生字大沢 2133 ほか 1 筆
富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生字大沢 2155 ほか 3 筆
藤森 博和	伊賀市	伊賀市中友生字大沢 2167 ほか 1 筆
安田 成美	伊賀市	伊賀市中友生字大沢 2177 ほか 1 筆
森岡 大典	伊賀市	伊賀市中友生字北之平 2122

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 30 年 11 月 27 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 11 月 12 日に終了した旨、三重県桑名地域防災総合事務所長から通知がありました。

平成 30 年 11 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

桑名市長島町老松及び桑名郡木曾岬町新輪

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>